生活排水対策重点地域について

1 生活排水対策重点地域の指定について

水質汚濁防止法に基づき、都道府県知事は、次に掲げる公共用水域において生活排水の排出による当該公共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質の汚濁に関係がある当該都道府県の区域内に生活排水対策重点地域を指定することとされている。

- (1)水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい公共用水域
- (2) 自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であって水質の汚濁が進行し、又は進行することとなるおそれが著しいもの

2 愛知県における指定状況

重点地域名	指定年月日	関係市町
油ヶ淵周辺地域	平成3年3月29日	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
佐奈川流域	平成4年5月15日	豊川市
境川流域	平成5年1月29日	大府市、豊明市、みよし市、東郷町
矢田川上流域	平成 12 年 3 月 17 日	瀬戸市、尾張旭市

3 重点地域における施策

- (1) 生活排水対策推進計画の策定 関係市町が生活排水対策推進計画を策定し、計画に基づいた施策の推進を図っている。
- (2) 浄化槽設置(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換)に対する補助金 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を図る場合に、他地域に比べて補助額を 増額している。